

6月19日以降、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づくイベント等の開催制限要請が1段階緩和されることを踏まえ、日野市が関係するイベントの取扱いについて次のように方針を確認する。

日野市が関係するイベントの取扱いについては、感染リスクへの対応が整わない場合、中止又は延期にするなど慎重に対応する。

その上で、新しい生活様式や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じることを前提に、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を踏まえ、主催者等が開催の可否を判断する。

#### ■ イベント等の開催における留意点

- 徹底した感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていること。
- イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。
- 参加人数に関わらずイベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分留意すること。例えば密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、参加人数や収容率の目安に関わらず開催にあたってより慎重に検討するよう促すこと。
- イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

出典：政府資料「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について」

## イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% <sup>(注)</sup> (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、音楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 <sup>(ネット中継等)</sup> *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日 を目途 *ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 *GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 *GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) *感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

出典：政府資料「移行期間における都道府県の対応について」

## 外出自粛、休業要請等の緩和措置の内容

外出自粛

事業者に対する休業要請等

学校

●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実施するとともに、令和2年5月25日付け内閣府新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」に留意すること。

STEP0	<ul style="list-style-type: none"> <li>●8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛</li> <li>●クラスター発生歴のある施設(※)の利用自粛</li> <li>●他県への移動の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等を対象</li> <li>●飲食店等は短縮営業(夜8時まで。酒類の提供は夜7時まで)</li> <li>●イベント開催の自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●休校</li> </ul>
STEP1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外出時における「新しい日常」の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和(例)・博物館、美術館、図書館 →入場制限等を設けることを前提に施設の再開</li> <li>●飲食店等→営業時間の一部緩和(夜10時まで)</li> <li>●下記の規模等のイベントについて開催可能(屋内)100人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外)200人以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再開登校日の設定数を変更して対応(オンライン学習等の家庭学習との組み合わせ)</li> </ul>
STEP2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き休業要請となる施設の利用自粛</li> <li>●クラスター発生歴のある施設(※)の徹底した利用自粛</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和(例)・劇場等 →入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開</li> <li>●飲食店等→営業時間の一部緩和(夜10時まで)</li> <li>●下記の規模等のイベントについて開催可能(屋内)100人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外)200人以下</li> </ul>	
STEP3	<ul style="list-style-type: none"> <li>※接待を伴う飲食店等ライブハウス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クラスター発生歴があるか、またはリスクの高い施設を除き、入場制限等を前提として全ての施設を再開</li> <li>●飲食店等→営業時間の一部緩和(夜12時まで)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他県への不要不急の移動の自粛(6/18まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能(屋内)1,000人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外)1,000人以下(7/10以降：(屋内)5,000人以下、かつ収容定員の半分以上 (屋外)5,000人以下)</li> <li>●感染状況を見つつ、8/1以降を目途：(屋内)収容定員の半分以上</li> </ul>	
<p>適切な感染予防策を講じたうえで、全ての施設について緩和 ※接待を伴う飲食店等及びライブハウスの使用制限の緩和については、国の対処方針等を踏まえ対応を検討</p>			

出典：東京都「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」